

会員規則

制定 平成 08 年 01 月 26 日 改正 平成 08 年 12 月 06 日 改正 平成 16 年 03 月 12 日
改正 平成 22 年 05 月 14 日 改正 平成 23 年 05 月 26 日 改正 平成 24 年 06 月 28 日

1. 適用範囲 この規則は、一般社団法人日本非破壊検査協会（以下、協会という）定款の規定に基づき、協会の会員（以下、会員という）に関する種類、入会及び退会、入会金及び会費、特典などに適用する。
2. 会員の種類 会員の種類は、正会員、団体会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員の 5 種類とする。
 - 2.1 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体会員の代表者とする。
 - 2.2 団体会員 協会の目的に賛同して入会した団体とする。団体会員は、A 種、B 種、C 種及び D 種の 4 種類とする。
 - 2.3 学生会員 学生であって、協会の目的に賛同して入会した個人とする。
 - 2.4 賛助会員 協会の事業を援助することを目的に入会した個人又は団体とする。
 - 2.5 名誉会員 協会に特に功労のあった個人とする。
3. 入会の手続き 会員となろうとする者は、所定の入会申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。
4. 入会金及び会費
 - 4.1 入会金の納付 会員となろうとする者は、理事会の承認後、会員の種類ごとに社員総会において定める入会金を納付しなければならない。ただし、名誉会員、賛助会員及び学生会員は入会金を納めることを要しない。
 - 4.2 会費の納付 名誉会員を除く会員は、会員の種類に従い社員総会において定める会費を納付しなければならない。ただし、正会員（個人）であった期間が連続して 25 年に達し、且つ 75 歳以上の者は、会費を免除する。
会員は、毎年 4 月 30 日までに、当該年度の会費を納付しなければならない。
 - 4.3 入会金及び会費 会員の入会金及び会費は表 1 による。

表 1 入会金及び会費

会員の種類	入会金	会 費
正会員（個人）	2,500 円	9,000 円/年
団体会員	5,000 円	A 種 140,000 円/年 B 種 115,000 円/年 C 種 95,000 円/年 D 種 70,000 円/年
学生会員	無料	4,000 円/年
賛助会員	無料	50,000 円/年/口
名誉会員	無料	無料

5. 年度途中の入会に関わる会費の処置 年度途中の入会に関わる会費の処置は、以下のとおりとする。
 - 5.1 年度の途中で入会した場合の処置 年度の途中で入会した場合の処置は、次による。
 - 5.1.1 入会した月に年度末（3 月）までの会費を納付しなければならない。
 - 5.1.2 納入しなければならない会費は、次の式で計算する。

$$A = (B \div 12) \times C$$
 ここで、A：入会した月から年度末までの会費
 B：この規則の表 1 で規定された会費
 C：入会した月から 3 月までの月数
 なお、端数は 1,000 円単位で切り上げるものとする。
6. 会員の除名 会員の除名は定款第 9 条による。
7. 会員資格の喪失 会員資格の喪失は、定款第 10 条による。
8. 会員の休会 会員は、理事会承認の下、次の理由で、休会することができる。
 - 8.1 病氣療養の場合。

- 8.2 海外へ長期滞在する場合。
- 8.3 その他止むを得ない理由により本会が認めた場合。

- 9. 会員の退会 会員の退会は、次による。
 - 9.1 会員は、いつでも退会届けを協会へ提出することにより、退会することができる。
 - 9.2 前項の場合、既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 10. 会員の特典 会員の特典は、次による。
 - 10.1 正会員の特典 正会員の特典は、10.6 に示す会員共通の特典のほか次による。
 - 10.1.1 毎月1冊の機関誌の配布を受け、協会が催す学術講演会などへの登壇発表、参加及び機関誌への投稿ができる。
 - 10.1.2 12の部門から希望する1部門を選んで登録することができ、登録した部門の学術行事（討論会、見学会など）に参加できる。また、追加登録費を支払うことで、さらに一つの部門に登録することができる。
 - 10.1.3 協会が開催する講習会の受講料について所定の割引を受けられる。
 - 10.2 団体会員の特典 団体会員の特典は、10.6 に示す会員共通の特典のほか次による。
 - 10.2.1 団体会員の種類ごとに、毎月表2に示す数の機関誌の配布を受けることができる。
 - 10.2.2 団体会員の種類ごとに、表2に示す部門数を限度として、希望する部門に登録できる。
 - 10.2.3 登録した団体会員（組織）に属する者は、部門の学術行事に参加することができる。
 - 10.2.4 団体会員は、登録した部門へ3名を限度として部門委員会に委員登録することができる。
 - 10.2.5 団体会員は、表2に示す行事参加券の配布を受けることができる。団体会員（組織）に属する者は、その行事参加券を用いることにより、協会が催す学術講演会などの登録料及び講習会の受講料について所定の割引が受けられる。

表2 団体会員の種類ごとの機関誌の配布数、最大部門登録数、行事参加券

団体会員の種類	機関誌の配布数	最大部門登録数	行事参加券
A種	5冊	12部門	25枚/年
B種	4冊	8部門	20枚/年
C種	3冊	5部門	15枚/年
D種	2冊	3部門	10枚/年

- 10.3 学生会員の特典 学生会員は、10.6 に示す会員共通の特典のほか毎月1冊の機関誌の配布を受け、協会が催す学術講演会などへの登壇発表、参加及び機関誌への投稿ができる。
- 10.4 賛助会員の特典 賛助会員は、10.6 に示す会員共通の特典のほか毎月1冊の機関誌の配布を受け、協会が催す学術講演会などへの参加及び機関誌への投稿ができる。また、その名は機関誌の新年号に記載される。
- 10.5 名誉会員の特典 名誉会員の特典は、10.6 に示す会員共通の特典のほか次による。
 - 10.5.1 名誉会員は、毎月1冊の機関誌の配布を受け、協会が催す学術講演会などへの登壇発表、参加及び機関誌への投稿ができる。
 - 10.5.2 12の部門から希望する部門を選んで登録することができ、登録した部門の学術行事（討論会、見学会など）に参加できる。
 - 10.5.3 協会が開催する講習会の受講料について所定の割引を受けられる。
- 10.6 会員共通の特典
 - 10.6.1 協会が所有する技術図書（過去の機関誌、シンポジウム資料、非破壊試験国際会議資料など）を閲覧することができる。
 - 10.6.2 協会が催す学術講演会などの登録料及び頒布する物品の購入価格について所定の割引を受けられる。
- 11. その他 協会は、会員に対して使用言語など特別の便宜は提供しない。
- 12. この規則は、理事会及び社員総会の決議により変更できる。

附則 この規則は、平成24年6月28日から施行する。